

【重要事項】外国籍の方の住民票について

入校に際しましては下記の在留情報をすべて記載した住民票を必ずお持ちください(入校日から遡り3ヶ月以内のもの)

「外国人住民となった年月日」

「国籍・地域」

「第30条45に規定する区分」(例:中長期在留者など)

「在留資格」

「在留期間等」

「在留期間の満了の日」

「在留カード等の番号」

注意！住民票に不備がある場合は入校できません

入校時に必要な書類としまして、

・上記事項全て記載の住民票 1通

・在留カード(有効期限内のもの)

・パスポートまたは顔写真入りのマイナンバーカード

が必要になります。